

能心事アリテ日本人之安堵樂一暮アリシ得ハニシニ越ニシテ
ニトテノト方一木上ツロカサキテ、煙草從テ張紙露板確ケ
固、其様ニシテ莫レタカシキ。最初、鈴張ヨリ連テ鍾通ア聲ナ
リカ。聲ナリ當時紅約束が達アト云フ疏議が起ル。五郎人ト田平
人ト、職事上ニ爭ヒカ。一月、下文太正領、萬事奉天政權。上
問、問題ナル。

Aleb Dec 1922

能テアテ日本人民安堵樂一派アナシ得セハニ越ニテ
二十一年十一月一九日ヨリ半之、經、江、下張作霖政權、
國、立、蘇三ア吳レアカノ。最初、約束ミシテ鐵道ア肇、
二十一年六月廿一約束が達アト云々疏議が起、五郎人ト日本
人十、職事上、官事ニテ交文、領事奉天政權、
門問題キル。

No. 10

六、日本陸軍、服從關係、下級兵士、行為ニ至る上官ハド
 コ迄、責任ガアルカト云フヨア、デアルガ、法的八金シクキ
 ケント言ヘバ、平常軍隊内ニ於ケル統丁、行動ヲ律
 ニテ責任範囲ヲ決ルモノハ軍隊内務令デアツテ、兵
 隊ハドウ、下士官ハドウ、中隊長、大隊長ハドウスルト
 責任範囲ハヤント決マツテ、大隊長ハ部下対シテ、ド
 ワイワコトヨスル、ソ、下ノ中隊長ハシレラ受ケテドウスル。コレ
 ハ戰時モ命令ガ上カラ出テ、ソ、命令ニ從ツテ次、
 者ハ自分ナスベキ事柄ニライテ命令シテ居ハダカラス命
 令ヲ受ケタ者ガソ、通リ実行シテ居ハ责任ハノ、命
 令者ニアルコトハ、固違イナ。併シ乍ラ命令ニ逸脱ニタ仕
 事ヨシタ財、責任ハ上着ニアルカドウカ、コレハ余程問題
 グト思ヘフ。命令ニ反ニタコトヲヤツタ場合ハ、部下ハ罰
 セラルベキ、デアル。上官ノ監督不行屆トイコトハ或ル
 程度ハ問題ニヨリテハ其ノ責任ヨア貰フヨアモアルケレド
 モ、命令違反、行為者ト同罪トイコトハ何トシテ
 モ言ヘナイト思ヘフ。唯、軍隊云獨斷專行ト云フ言葉
 ガアル。コレハ獨斷ニヨリヤルコトが必要ダト思ウトキニ
 ヤルコト、テアル。部下ガ自分丈ケ、考テ元ハ軍ノ命令ハ
 ナウトモアツト、同様ニ軍ノ目的合スルモノト判斷
 ニテ獨斷專行ニテイトモ限ラス。併シ乍ラソレハ結果
 果が必ず上官ノ意圖を範囲内ニ於ケルヲ柄
 デナケレバナラス。コウイフコトニ解釋サレテ居ル。
 ダカラ獨斷專行ヲ許サレテ居ルカラ何テモナツテ、ソ

Defence Doc. 922

No. 11

六、日本陸軍、服從關係下級兵士、行為ニヨリ上官ハド
ヲ逃、責任ガアホトテフヨリテアルサ、法的八条シクチ
ケンキ言入野平常軍隊内ニテケレ練テ、行動ヲ律
シテ責任範囲ヲ決ルモノ、軍隊内務令チアツチ、兵
隊ハドウ、下士官ハドウ、中隊長、大隊長ハドウルト、
責任範囲ハヤクト決シテ、大隊長ハ部下兵士、ド
ウイウコトチスル、ノ、下、中隊長ハシキ受クヌスルコレ
ハ戰時モ命令オ上カラムテ、ノ、命令之體ヲ次
者ハ自分ナスベキ事柄ニシテ命令シテ居ヒ、ガカラ命
令ヲ受ケタ者ゲリ、通リ実行ニシテ居ヒ、責任ハリ、命
令者ニテルトハ同達イナ、併シキラ、命令ニ逸脱ニタ仕
事ヨシナ御、責任ハ上盾ニアルカドカ、コレハ余程問題
ダト思フ、命令ニ及シヨリコトヨナツリ場合ハ、部下ハ罰
セズベキテ、上官監督不行届キコトハ或ル
程度ハ問題ニヨリテハ甚、責任ヨリ負コトモアルサシド
モ、命令違反、行為若ト同罪トイコトハ何トシテ
モ言ヘテイト思フ、唯軍隊ハ独斷専行トエフ言葉
ズアル、つしハ独斷ミトコトが必要ダト思ハウトキニ
イルコト、テアル部下ガ自分丈キノ秀、ハ軍、命令ハ
ナウトモアリタ同様ニ軍、目的合スルモノト判断
シテ独斷専行ニテイトモ限ラヌ、併シキラソレハ結果
果ガシメ上官、憲法範囲内範内、於事ナリ、柄
テナリレバナラヌ、コウイコトニ解釋ナシテ居ル

ダカラ独斷専行ヲ許サレテ、居ル事何テモナツヌシ

ハ皆上官ノ責任ニアルカト云フトソウデヘナ。命令ハ下ラ
 ナガ、突堤ノ出来事が起シテ命令ヲ受ケル間ガナイカラ
 ベルト云フ場合ハ、自分ノ責任ニアルジ。若シ間違イガアレ
 ハ上官ノ責任デナク自分ノ責任アルトイウトコロ、テ独断專
 行ガキナシト決メラレテ居ル。ソノ他ハ命ゼラレタコトニヤルが
 部下ノ責任アルト思フ。ソウテナイト何デモカデモ皆上ノ人が
 責任ヲ負フコトニナルソライラコトデハナ。ソノ代リ上官ガ間
 違ツタ命令ヲ下シタキ部下ガソレニ從ツテ向違ツタコトヨシ
 タトキハ、命ジタ人ガ責任ヲトルコトハ、ハシキリシテ居ルト思フ。
 シ、残虐行為ニシテハ常識カラ言フタラ考ヘラレナイトデ、
 軍人精神ヲ十分ニ兵隊ガトリ入レバソシナコトハアリ得ナイ
 ト矣。残虐行為ソノモノガ現場デ行ワレトキ六、ソノ直属
 上官ハ監視ノ責任持ツカモ知ラヌが平常ノ教育テハ
 愚イモヨラスコトニ責任ヲ持タセラレルカドウ。アイフコトモシ
 テハナヌコウイフコトモシテハナラスト教育スル中ニ残虐行為ヲ
 ヒキモ教育スベキドウカ。コレ墮檢ア、書証ヲ見ルト、隨分非
 道事ガ書ケル。コンナコトヲ日本人ガヤツタノカト思フト実ニ不
 念議テシヨウケナトコレガ若シヨリ実デアツタラ顔ヲオラベキヲ柄デ
 アル。ソレハ新秩序モヘタモアツタモノ、ナイト云フ気持ガスル。併シ
 ヤラコレハドケウカト云フ知識、ナイ者ガアルコトダカラソシナ者モア
 ルカモ知レナイガ、實ニ赤面スルヨウノ事例ベカリ。テ、ソシナコトハナ
 ネトナキヌオト言エキコトカドウカト思フ。併テアル。從来戰
 爭デ後、カツカイル時ニ、稍々元スレバカシ。ハライトカ婦女子
 、凌虐トイコトガ有勝チナ事デソシナコトハマカリナラヌゾ
 ト云コトハ隨分ハ釜シク言ツテオルト思フ。

Defence Doc. 922

No. 12

八皆上官に責任アルカト云フトソウテナリ。命令ハ下ラ
ナイガ、安堵、出来事オ起ツテ命令ヲ多シル同ガアイオラ
アルト云フ場合ハ自分之責任モル矣。若シ同違ガテし
ハ上官、責モナリ自分、責モアルトイウトコロデ独断專
行ガキナシト認ムラシテ居ベシ。他ハ命セラレタコトアルカ
部下ノ責任アルト見ム。ソウナナイト何ニミカテ皆上、人ケ
責メシテ貢フコトニナルソウイリコトナヘアモソノ代リ上官ガ向
進ツタ命令ヨリ下シタキ部下ガソレニ暨ツク同道ツタコトコシ
タキハ、命ジタ人ノ責任フモレコトハソキランリ居ルト固ム。ス
七、残虐行為ニシテノ常識カラ言フタラ考ヘラレナキツテ、
軍人精神ヲ十分ニ兵隊ガトリ入レバサンナコトヘアリ。待ナリ
ト鬼ス。残虐行為リモテ現場グ行ワレルト大、ソ一連屬
上官ハ監視、責任ハ指ソカモ知リヌガ早一歩ノ敷意テハ
恩イモラヌコトニ責任ヲ持テセラシルカシウカ。アソココトモン
テハアヌコウナコトモキナハラスト教育ル中之殘虐行為コ
ト既モ教育スベサガドリカ、コソ侵稼ア、虐証、見ルト、體介非
議イ事ナ書キシ。コンドマニ日奈人オツワタニカト覺アト突ニ不
思議ラン莫ガナホコレザガシ、寔アソタラ顛テオウベリモ相
ア。ソレア新狀序モヘタモアツキスハナキト云フ免許ガスル。博シ
キラフレハドナカトスコト知識ナイ羅サルマニガタスソニテ羅キ
ルカモ知レアガ、實ニ赤面スルヨウノ事例バカリシ、ソニテアハナ
テハナラヌゾト言エベキコトカドリカト覺アツ體ギ丁古從未歎
解、ナシ、良ツライル物ニハ鋪キモニハカツバラリトカ弾ヤチ
被殺處トハコトガ有膳ケア事、ゾンアクトハカツリラスゾ
ト云コト、隨分ハ羨シウツサツケオルト鬼ス。

Defence Doc. 922

11.13

レカニアノヨウナ思イモヨラナイ殘虐ナコトヲヤツテイルトシテモ
ソライラコトニ就テ迄一々列舉シテ注意セネバナラヌカトウガ
ヲ非常ニ無視シタコトニナル。古イ話シデアルガ、松ハ「レベリヤ」
去兵、時、名古屋聯隊長テ去テ行ッタソ、時私ケレ
感ズルトコロガアツタカラデモアルガ、今度去テ行クノハ列國
環視、キデシカモ外國ノ兵隊モ去テ居ル中ヘ行ツテ、正々
堂々ト日本軍隊ノレナケレバナラヌ任務ヲヤルノデアルカラ、一兵
卒ト雖モ國、名譽ヲ背負ツテ居ル外交官ト恩ヘ。ソノ
タメニハ「一舉一動ナルホド日本ノ兵隊ハト思フセルヨウニシ
ナケレバナラヌ。ソノタメニ多少ハ世間ヲ飾ルヨウニモ見エル
か第一外姉ヤ「ズボン」、ホケットニキラヘルコトハナラヌ
姿勢ヲ直シテ端正ナ動作ヲ持シテオレ、敬礼ハモツトモ
嚴肅ニヤレ、普通ハ休ニテ居ル時ハ上官が通ツテモ敬礼
セヌテモ良イ様ニナツテ居ルが、苟レクモ上官ヲ見タナラバ、自分
が休ムコトヲ許サレテ居ル時デモ立ツテ敬礼スルハ掛テ總テ
ヤラナケレバイカヌ、ソレハヒトリ上官許リテナク、支那人ニモ其
他、者ニ対シテモソヘ掛テヤラナケレバナラヌト言ッタ、向
行ツテカラモ往來ヲ歩イテ居ル者ヲ見付ケルト、當時馬上デ長イ
コラヲレテ歩イテ居ル者ヲ見付ケルト、當時馬上デ長イ
「ムチヲ持テ居リマレタガ「コラ姿勢が悪イゾ」とソシテ注
意ヲ與ヘタ。他、兵隊ノ將校テモ愛ナカツコララシテ居ルト
君ソ形ハマズイゾトヤツタ、ソノ代り私達ノ者テ不都合ナ

Defence Doc 922

11/13

レカニアヨウナ忍イモヨラナイ残虐ニコトヲヤツテイルトシテモ
ソライウコトニ就テ迄一々列舉シテ注意テネバナラヌカトロカ
ソノ辺ハ實ニ難クシ。ソライウコトヲ事実言フト兵隊ノ人格
ヲ非常ニ無視シタコトニナル。古イ話シテアルが、私ハ「レベヤ」
兵時、名古屋聯隊長テ立テ行ク。ソノ時、私ハナレ
感スルトコロガアツタクラアモアルが、今度主テ行クノハ列國
環視、ヤナシカモ外國、兵隊も立テ居ル中、行クテ正
堂々ト日本軍隊ノシナケレハナラヌ任務ヲヤルノデアルカラ、一兵
卒ト雖モ國、名譽ヲ背一員ノテ居ル外交官ト思ヘ。ソノ
タメニハ一舉一動ナル不ト日本、兵隊ハト思ワレヨウニシ
テケレバナラス。ソノタメニ多少ハせ間テ飾ルヨウニモ見ニル
カ第一外奏ヤ「ズボン」「ホケット」ニ年ラヘルコトハナラヌ
姿勢ヲ直シテ端正ナ動作ヲ持シテオレ、敬礼ハモットモ
嚴肅ニヤレ、普通ハ休ニテ居ル時ハ上官が通ツテモ敬礼
セヌヤモ良イ様ニナツテ居ル苟シクモ上官ヲ見タナラバ、自尊
心休ムコトヲ許サレ居ル時テモ立ツテ敬礼スル心掛テ繰リ
セラナケレバikalス、ソシハヒトリ上官許リテアリ支那人ニモ其
代者ニ対しキモリ心掛テヤラサバレバナラヌト言リス、向
行ツテカラモ往來ラサイテ居ル兵隊ノキニ寒ムソウナカ
コウヲシテ歩イテ居ル者ヲ見付ケト、當時鳥工テ長イ
「ムキ」ヲ持テ居リベシタガ「コラ等贋が悪イゾ」とソレテ注
意ラ與ヘ。代、兵隊、將校テモ夏モカツコウラシテ居ルト
君リ形ハマスイゾトヤシ。ノ代リ私達、君テ不都合ナ

10.14

Defence Doc 922

者がアタラ遠慮ナク捷ヘテ直ヒテ私ニ知ラセテモライタイト云フ
事ヲ他ノ兵隊ノ人ニモ申レホテ置イタ 大体心掛ハソレ位ニシテ
置ケバ兵隊モ多少ハ氣ヲ付ケルノデアル ソレ強姦スルナヤレ
何ラスルナトハ言ヘナイモノデアル コシハ上官ノ一ツノヤリオテ、ソコ迄
ニテモ惡イコトランタ兵隊ガアツタ場合ハソノ上官モ同罪ダト言
アハドウカト思フ 命令ニタシテ 部下かヤツタコトニ対シテ上
官が悉ク責任ヲ持タナケレハナラヌコトハ歐米人ノ頭カラ言ダ
ラ受ケ取レナイト思フ 左様ナ部下ラ持ツテ居ツタコトハ誠ニ相浦又
コトダトイウノハ 日本テ良ク言フ 他ノ人ニ対シテスル一ツノ挨拶ナノデア
ルガソノ挨拶ヲ直ナニトリ上ケルコトニナレハ 子供ノ喧嘩テ何時モ親
ガ罰セラレネバナラヌコトニナル

八軍隊ノ教育ニツヒテハ教育總監ガ才針ヲ發動シテソノ實現法
ニシテハ師團長以下ガソノ各々定メラレタ範囲内ニ於テヤル
ソレデソノ定メラレタ範囲内ニ於テノ職責ヲ果スト云様ニ解釋
スヒバ 責任ノ及ブ範囲ガ事柄ニヨツテ 皆決ツテ未シテハナイクト思フ

昭和二年一月二十五日

於東京都杉並区高井戸一丁目八十八番地

阿 邦 信 行



右、當立會人ノ面前ニテ宣誓し且ツ署名捺印シタルコトヲ
証明シマス。

同日同所

立會人



922

Defence Doc

者ケアリテラ遠慮ヘト我ヘテ直レ天私ニ知セテモライタキト云フ
事ヲ代ヘ隊ノ人ニモ申シ出テ墨キト大体心構ハシヒ位ニシテ
置ケバ兵隊ニ多少ハ意願ヲ付セサシテアビソレ強姦スルアヤレ
何ラスルナト、言ヘアリモ、テアシニシハ二官ノ一ツノヤリオナシヨ
シテモ惡ニコトランタ兵隊カアツタ場合ハノノ二官モ同罪キト言
ノハドウカト思フ、命令ニ反シテ部下オヤツクニヨトニ対ニミ上
官が志ク貴任ヲ持タケレバナラヌコトハ歐米人、羅吉ニ高タ
ラ受ケ取レナイト忠ス左様ナ部下ヲ持ニテ居シタコトハ誠ニ相違ス
コトダトイウノハ日本ナ良ラ言ナ他、人ニ対ニラスルニ、接觸ナシテ
ハナリノ後抄ヲ直ナエト、上ケルコトニシテハニ子供、喧譁テ何時モ親
ガ罰セヨシネハアラヌコトニナル。

八、軍隊ノ教育ニイテハ教育總監ガ主計ニ要勤シテ、實地演
馬イチハ師團長以下各々之を定ミテより範圍内ニ於テヤム
シホ、一定メヨシテ範圍内ニ於テノ職責ヲ果ヘテ云々様ニ西洋
スレバ責任、又ハ範圍ガ事柄、ヨリ留候、未ハモハシテヨリ更
照相本音ニ目字音

於東京都府立下高井戸丁目ハテ、

阿部 信行



志滿正人、西村ヨリ宣セテヨリ是ノ署名捺印シテシテアリ
註明シス。

同日同所

正會人

國分文治郎

40.14

No.15

Defence Doc. 922

宣誓書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘

セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ

阿部信行



Defence Doc. 322

宣
寄
書

惠。從。通。天。達。何。事。之。要。往。
是。又。何。才。之。附。加。之。本。此。一。事。

同。報。信。行。



1115
1115